

## 介護の日 新聞広告記事制作委託業務の概要

長野県社会福祉協議会福祉人材部  
人材グループ

### 1 趣旨・事業内容 実施要領のとおり

### 2 介護の日とは？

介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、「11月11日」を「介護の日」と決めました。（厚生労働省ホームページより）

### 3 委託業務概要

時期	内容	備考
9月27日	委託契約	
随時	取材	4か所程度（ただし県内）
	イラスト・写真の掲載	イラストは唐花見コウさんの「かいごのおにいさん」中のものを使用
	編集、校正	長野県福祉人材センターと協議する
11月11日	広告記事掲載	信濃毎日新聞全県版に広告掲載
11月12日	ポスター・データ納品	上記新聞広告記事と同じ内容で制作 印刷部数：最低500部
12月末	経費のお支払い	

### 4 留意事項

#### (1) 契約方法について

公募型プロポーサルによる随意契約

本会の目指す趣旨を最も効果的に表現できる業者に決定

(2) 条件 予算上限額 2,500,000円（その他、応募要領・仕様書のとおり）

(3) 締切 平成30年9月5日（金）17時（必着）



平成20年7月28日  
厚生労働省社会・援護局  
福祉基盤課

## 「介護の日」について

厚生労働省においては、“介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日”として、「11月11日」を「介護の日」と決めました。

※ 平成20年7月27日の「福祉人材フォーラム」において、厚生労働大臣より発表しました。

(参考)

### 1. 「11月11日」を「介護の日」とする理由

- ・本年7月に実施した意見募集(パブリックコメント)で最も支持が多かったものです。
- ・「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、「いい日、いい日」にかけた覚えやすく、親しみやすい語呂合わせとしました。

### 2. 意見募集(パブリックコメント)の結果

別添のとおりです。

### 3. 今後について

厚生労働省においては、地方公共団体、関係団体、関係する事業者等と連携し、「介護の日」を中心とした介護の意義や重要性についての周知・啓発活動を行っていきたいと考えています。

#### 【照会先】

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課  
電話(代表) 03-5253-1111  
(担当・内線)課長補佐 田中(2870)  
指導係員 大川(2866)

平成20年7月28日  
厚生労働省社会・援護局  
福祉基盤課

## 『「介護の日」の日にち及び名称に対する意見募集について』 に対して寄せられたご意見について

標記について、平成20年7月4日から同年7月18日の間に意見の募集を行ったところ、460件のご意見をいただきました。お寄せいただいた意見の結果は次のとおりです。今回ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

### (1)集計結果

## 日にちに対する意見

7月7日	8月8日	9月15日	11月11日	その他	合計
17	42	93	269	39	460

## 名称に対する意見

介護感謝の日	かいごの日	介護の日	介護ささえあいの日	その他	合計
21	57	251	93	38	460

## (2)意見に付された主なコメント

- ・「国民誰もが介護について理解・協力する日」として制定することに賛成します。
- ・関係する人のみの閉じられたものでなく、全ての人が当事者として支え合う気持ちを持てる日としたい。
- ・制定は、私たち福祉で働く人が自分自身を振り返る意味でも大切だと思います。
- ・制定により国民全体の注目が集まり、心ある介護への理解につなげたい。
- ・「介護」を普及させたいのであれば、日を決めるだけで終わらないことを期待。
- ・目的や制定後に何がかわるかを示してくれないと、制定に賛同できません。
- ・その他の日にちの意見  
3月15日(みな、かいご)、4月4日(より良い介護)、11月15日(いいかいご) 等
- ・その他の名称の意見  
福祉の日、看護・介護の日、介護思いやりの日、介護しあわせの日 等

## 平成 30 年度 福祉職場 PR 事業 各種媒体による広報活動 実施要領

### 1. 目的

県民に各種広報媒体を使い 11 月 11 日が「介護の日」であることを周知することを目的とする。

併せて、前後 2 週間に設定された「福祉人材確保重点的期間」を中心として、県民が福祉・介護サービスについて理解と認識を深め、福祉・介護の確保・定着の促進が図れるよう新聞広告等により広報・啓発活動を行う。

### 2. 事業区分

福祉職場 PR 事業

### 3. 事業概要

#### (1) 内容

信濃毎日新聞の 1 面に 11 月 11 日が「介護の日」であることを周知する広告を掲載する。また、掲載した紙面を A2 及び A3 サイズのポスターを作成し、掲載日以降の広告媒体として活用する。

#### (2) 実施方法

広告代理店数社によるプロポーザルを行い、予算、広告内容について審査委員が審査し、委託業者を選定する。

選定後、委託業者と長野県社会福祉協議会との協議により紙面の内容を決定し、11 月 11 日に信濃毎日新聞に掲載する。

### 4. 委託業務について

- (1) 審査委員は本事業の目的を達成するために必要と認められる機関から選出された若干名の委員をもって組織し、当該年度の 4 月 1 日から事業終了までを任期とする。
- (2) 審査は別紙「応募要領」に定めた審査方法に基づき行う。
- (3) 委託業務内容および委託期間は「仕様書」(別添 1)のとおりとする。

### 附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

# 平成 30 年度 福祉職場 PR 事業 各種媒体による広報活動 応募要領

## 1 趣旨

この要領は、平成 30 年度福祉職場 PR 事業において、本事業の業務を委託する業者を選定するために行う受注希望社の応募に関し、必要な事項を定める。

## 2 委託業務の概要

### (1)事業名

平成 30 年度福祉職場 PR 事業各種媒体による広報活動

### (2)契約書

「委託契約書」(別添 2)のとおり。

### (3)業務内容および期間

「平成 30 年度福祉職場 PR 事業各種媒体による広報活動仕様書」(別添 1)のとおり。

## 3 委託業務契約事業者候補の選定方法

公募型プロポーザル方式(提案書の提出を公募し、内容審査により選定します)。

## 4 応募資格

以下の全てに該当すること

- (1)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2)長野県内に本社を有する法人であること
- (3)信濃毎日新聞社に広告掲載ができること

## 5 委託事業説明会の開催

委託事業に関する説明会を以下のとおり開催します。参加希望の場合は別紙「説明会参加申込書(様式 1)」を 8 月 28 日(火)17 時までにメール又は FAX で提出してください。

- (1)日時 平成 30 年 8 月 31 日(金) 13 時 30 分～
- (2)場所 長野県社会福祉総合センター 5 階 共用 B 会議室

## 6 提出書類

以下の書類を長野県社会福祉協議会会長宛てに提出してください。

### (1)提案書等

- ①企画書
- ②見積書 1 部
- ③審査に必要な書類
  - ・法人の登記事項(現在事項)証明書(写し可)
  - ・納税概要資料(写し可)
- ④その他電子データ等必要な場合は別途連絡

(2)提出期限

平成30年9月5日(水) 17時(必着)

(3)提出場所

長野県社会福祉協議会 福祉人材部 人材グループ

(4)提出方法

郵送又は持参

## 7 審査方法

(1)第一次審査

長野県社会福祉協議会において、提出書類の内容により参加資格を審査し、平成30年9月7日までに第二次審査の案内通知をもって合否のお知らせとします。

(2)第二次審査

第一次審査合格業者について、プロポーザル審査委員会において、審査基準に基づき最も優れた企画内容とそれに見合う予算の提案業者を委託契約の相手方として選定し、業務委託の契約案内通知をもって合否のお知らせとします。

## 8 その他留意事項

- (1)提出された提案書は当会の規定による保存期間経過後、適切に廃棄処分します。
- (2)採用された提案書については、契約締結に際し当会は内容の一部について指示及び修正が出来るものとします。
- (3)本件の応募にかかる費用については応募者の負担とします。
- (4)参加の辞退は何ら不利益を伴いません。
- (5)提出された提案書は審査及び説明目的にその写しを作成し、使用することがあります。

## 9 担当(連絡先)

長野県社会福祉協議会 福祉人材部 人材グループ

部長：本藤久道

担当：龍野克利、川崎昭仁、元澤梓乃

〒380-0928 長野市若里 7-1-7 長野県社会福祉総合センター4階

TEL 026-226-7330 FAX 026-227-0137

以上、ご不明な点等ありましたら本事業担当者までお問い合わせください。

## 平成 30 年度 福祉職場 PR 事業 各種媒体による広報活動 仕様書

平成 30 年 8 月 31 日 訂正

**1. 事業名**

平成 30 年度 福祉職場 PR 事業 各種媒体による広報活動

**2. 委託期間**

委託の締結日から委託費の精算日までとする。

**3. 委託契約書**

別紙「委託契約書」(別添 2) をもって契約とする。

**4. 委託業務内容**

## (1) 主な業務内容

- ① 紙面のデザイン・構成
- ② 上記に関わる取材・撮影等 (4 か所程度)
- ③ クライアントとの打ち合わせ
- ④ ポスター制作
- ⑤ データ納品
- ⑥ 信濃毎日新聞 平成 30 年 11 月 11 日号への記事掲載(長野県内全域を対象とすること)
- ⑦ その他、紙面制作に関わる事

## (2) 制作物の体裁・印刷部数

- ① 信濃毎日新聞への掲載広告  
規格 天地 513mm×左右 384mm (15 段)、全面フルカラー
- ② ポスター  
上記広告を A2、A3 サイズ化したもの  
A2 サイズ (コート 135K) 500 部 (最低)  
A3 サイズ (コート 73K) 500 部 (最低)

## (3) 原稿イメージ

- ① 11 月 11 日が「介護の日」であることを周知するもの
- ② 唐花見コウ氏「笑顔を支えるプロになる」(vol.1~vol.6 漫画冊子内)のイラストを使用すること
- ③ 福祉・介護の仕事について読者に分かりやすく、身近さ・魅力・やりがいを伝え、働いてみたいと感じさせる内容であること

**5. 対象経費**

委託業務に関わる事

## **6. 委託費の上限金額**

金2,500,000円

## **7. 業務スケジュール**

9月27日(木) 委託契約

9月28日(金)～11月12日(月) 制作期間

11月11日(日) 信濃毎日新聞掲載

11月12日(月) ポスター、データの納品

12月末日 委託費の支払い(契約終了)

## **8. 納品場所**

長野県社会福祉協議会 福祉人材部 人材グループ

## **9. 秘密の保持**

事業上知り得た個人情報等の秘密保持について職員及び職員であった者に対して十分措置がなされていること。

事業上知り得た個人情報等は、長野県社会福祉協議会個人情報保護規程及び長野県社会福祉協議会プライバシーポリシーを遵守し、個人情報を厳格に保護すること。

## **10. その他**

受託者は業務を潤滑に進めるため、業務内容について長野県社会福祉協議会と随時確認・調整を行うこと。その他不明な点等については、別途担当者と協議し受託業務を遂行すること。



## 平成30年度福祉職場PR事業に基づく各種媒体による広報活動 契約書

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 会長 腰原 愛正 を発注者（以下「甲」という。）とし、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 を受注者（以下「乙」という。）として、次のとおり契約を締結する。

### （請負業務内容）

第1条 契約業務は、次のとおりとする。

- （1）業務名 平成30年度福祉職場PR事業に基づく各種媒体による広報活動
- （2）業務の内容 別添仕様書のとおり
- （3）その他

（ア）業務の実施にあたっては、乙は甲と十分な打ち合わせを行い、必要な指示を受けるものとする。

（イ）取材の許可取付けは甲が行う。

（ウ）掲載記事は乙が作成し、甲と協議の上、必要な調整を行うこととする。

### （納入期限等）

第2条 この契約による納入期限等については次のとおりとする。

（1）納入期限 平成30年11月30日（金）

（2）納入場所 長野県社会福祉総合センター 4階北側事務室  
（長野県長野市若里七丁目1番7号）

（3）所有権移転の時期 第4条の規定により甲が行う検査に合格し、甲が受領したとき

### （請負金額）

第3条 請負金額は 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額 〇〇〇〇〇円）とする。

2 乙は、請負業務完了後すみやかに、請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書が正当であると認めるときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対し請負金額を支払うものとする。

### （物品の検査）

第4条 第1条の成果物は、甲の定める方法により、甲又は甲の指定する職員が検査を行う。

2 乙は検査の結果不合格となった成果物は直ちに引き取り、さらに甲の指定する日までに完全な物品を納入するものとする。この場合の納入及び検査については、第4条及び前項の規定を準用するものとする。

3 前2項の検査に要する一切の費用は乙の負担とする。

### （権利業務の譲渡の禁止）

第5条 この契約によって生じる権利若しくは義務は、これを第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(著作権関係等)

第6条 この契約に基づき業務を遂行するにあたり、著作権に係る紛争が生じた場合には、一切を乙の責任において処理するものとする。

2 この契約によって生じた成果品の著作権は、すべて甲に帰属するものとする。

3 乙は、この業務に関して公表、若しくは引用しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、請負業務の処理に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(調査等)

第8条 甲は、乙の請負業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は請負業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、請負業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再発注することができない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(解除等)

第10条 甲は、次の号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の請負業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払うものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することはできない。

4 この契約に定めのない事項については長野県社会福祉協議会経理規程に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は乙にこの契約を履行しなかったことにより受けた損害額が違約金の額を超える場合は、その超える額について損害賠償を請求することができる。

(危険負担)

第12条 第2条の規定による検査前における成果物の亡失、又は棄損による損害は乙の負担とする。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第14条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の解決方法)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 長野県長野市若里7丁目1番7号  
社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
会 長 腰 原 愛 正

乙 長野県〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

(様式4)

プロポーザル送付書

事業名 平成30年度 福祉職場PR事業 各種媒体による広報活動

標記業務についてプロポーザルを提出します。

平成 年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 会長 様

(提出者) 住 所  
電話番号

(ふりがな)

社 名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

代表者氏名 \_\_\_\_\_

印

担当者

所属・氏名 \_\_\_\_\_

整理番号

※県社協記入欄